

仕 様 書

1 事業名

飯塚市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス事業

2 事業場所

飯塚市立保育所・認定こども園 5 施設

	施設名	住所	定員 (うち 0～2 歳児)
1	菰田保育所	飯塚市堀池 15-9	220 人 (97 人)
2	穂波東保育所	飯塚市平恒 115-52	180 人 (84 人)
3	筑穂保育所	飯塚市筑穂元吉 645-1	130 人 (58 人)
4	庄内こども園	飯塚市赤坂 364	129 人 (57 人)
5	颯田こども園	飯塚市勢田 1010-1	137 人 (59 人)
合計			796 人 (355 人)

3 事業期間

協定締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(ただし本事業の開始時期は、令和 8 年 4 月 1 日からとする。また協定締結後、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までは実証実験期間とし、無償で提供するものとする。)

4 対象園児

0 歳児クラス、1 歳児クラス、2 歳児クラスに在籍する園児

5 事業内容

提供事業者（以下、「事業者」という。）は、以下のサービスの提供を行う。

(1) サービスの利用に関する契約及び契約期間

契約は、サービスの利用を希望する園児の保護者（以下、「保護者」という。）が直接事業者へ申し込み（解約の申し込みを含む）を行い、事業者と保護者で直接契約を行う。

なお、1 か月単位で利用及び解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度の契約ができるものとする。

(2) 紙おむつ等提供

事業者は、サービスの利用の契約を行った保護者の園児に対し、保育所等で使用する紙おむつ等について数量の上限を設けず提供を行う。

なお、事業者は契約者の確認ができる資料を保育所等に提供し、契約者等に変更がある場合は遅滞なく保育所等で協議して決定する。

(3) 紙おむつ等の納品・衛生管理

事業者は、保育所等からの発注を受け、サービスに係る紙おむつ等を保育所等が指定する場所に直接納品する。

なお、納品する日時は事業者と保育所等で協議して決定する。

また、汚染・破損等を生じた紙おむつ等を利用者に提供することがないよう留意する。

(4) 紙おむつ等の規格

国内で一般的に流通しているメーカーとし、紙おむつは利用園児の年齢等に応じて必要なサイズ（S・M・Lなど）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱う。

(5) 利用料金の徴収等

利用料金は月額定額制とし、利用料金の徴収（還付を含む。）については、事業者とサービスの利用の契約を行った保護者との間で行う。

(6) 問合せ対応

事業者は、当該事業に関する保護者や保育所等からの問い合わせ等について専用の相談サポート窓口を設置し、適切に対応する。

(7) 保育所等及び保護者への周知

事業者は、サービスを円滑に運営できるよう、令和 8 年 1 月中旬までに保育所等の関係職員への説明会を実施するとともに、保育所等向けの説明資料やマニュアル、保護者の利用申込書等を作成し、配布する。

また、保護者への周知を保育所等が行うことができるよう、保護者向けの資料を作成し、保育所等へ納品する。

6 その他

(1) 実証実験期間中に行う保護者へのアンケート調査の結果により、事業の実施が困難であると市が判断した場合は、事業を終了することがある。

(2) 本事業を履行する事業者は、本事業において知り得た事項を第三者に漏らし又は事業の範囲を超えて利用してはならない。

(3) 個人情報保護に関する方針を保有し、メール送付の誤送信防止や契約者名簿等の保管など、適切な個人情報保護の措置を講じることとする。

(4) サービスの購入は保育所等 1 園につき、利用希望者が 1 人以上の場合にサービスを導入する。

(5) 利用希望者がなく、未導入となった保育所等において「3 事業期間」に定める期間中に 1 人以上の利用希望の申し出があった場合は、利用希望に応じて柔軟に対応すること。

(6) 「3 事業期間」に定める期間中に、退所や長期休園等の理由でサービスを継続できない場合の手続きについて、あらかじめ保護者に示しておくこと。

(7) 選定時に提示したサービス内容を低下させるようなサービスの変更はしないこと。

(8) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と発注者と協議のうえ定めるものとする。